

# 秋田駅東第三地区 区画整理だより

“ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし”  
Communication 発行 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所  
第 55 号 〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3  
2023年5月24日 Tel (018)-834-2204 Fax (018)-832-9931  
E-mail ro-urek@city.akita.lg.jp

## 進捗状況と今年度の事業内容

建物等の移転については、一部区域に遅延が生じている以外、提示しているスケジュールより概ね一年程前倒しで進捗している状況です。

今年度は、引き続き手形緑町、新たに城東町内会において移転補償（29戸）を進めるほか、移転の進捗にあわせて、都市計画道路（2路線）および区画道路（1路線）の整備を進めます。また、線路下の工事をJR東日本に委託のうえ進めている都市計画道路千秋山崎線については、夜間施工によるボックス上面の構築を予定しています。

なお、第三地区における今年度の事業予算額は、1,612,213千円（R5当初1,282,213千円、R4補正（2月）330,000千円）となっており、令和5年度末における進捗率は、事業費ベースで約84.4%を見込んでいます。

### 重要

千秋山崎線など都市計画道路の整備に係る国の補助金の確保が厳しいことから、事業期間の延長を含む事業計画の変更を今年度予定しています。詳細が決まりましたら、関係者の皆さまに対する説明会を開催してまいります。

## 職員の紹介

4月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。  
ご近所や駅東事務所で見かけたらお気軽に声をかけてください。

所 長 佐 々 木 嘉 文	
計 画 工 事 担 当 兼 換 地 担 当	全体事業計画および事業予算等に関すること。道路工事に関すること。 仮換地、土地の使用および管理に関すること。 佐藤(耕)副参事・富樫副参事・今主席主査・木村主席主査・吉田主査・ 佐藤(剛)技師・三浦(翔)技師
補 償 担 当	建物、工作物等の補償。新築建物の手続き、仮設住宅等に関すること。 三浦副参事・小玉主席主査・屋代主席主査・最上主査・高橋主査・ 佐藤(正)主任・佐藤(優)技師・菅原技師

## 設備などをお貸ししています

会議室と小型除雪機を無料でお貸ししています。貸し出し方法は駅東事務所へお問い合わせください。

### ☆駅東会議室☆

地域のみなさまの交流や会合などに使用する目的でお貸ししています。

### ☆小型除雪機☆

地域のみなさまが自ら実施する除雪作業を支援しています。3台の小型除雪機を準備しています。

## ホームページについて

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。ホームページのアドレスおよびQRコードについては以下のとおりです。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007504/index.html>

### ☆主な内容☆

- 事業概要
- 関連情報
  - ・予算概要
  - ・公共施設整備内容と進捗率
  - ・区画整理だよりについて
  - ・整備の状況
  - ・各種届出様式
  - ・よく寄せられる質問・要望などについて



## 道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら東部市民サービスセンター（電話853-1039）までご連絡ください。

## 土地区画整理事業についてのよくある質問

Q 1 地区内の土地を売買・贈与・相続したい。

A 1 売買・贈与・相続を行う前に必ず駅東事務所へご相談ください。

複数の従前地を合わせて一つの仮換地となっている場合があります。(例：宅地部分と道路部分)所有者が異なると、一つの仮換地として扱えず不具合が生じます。

また、所有権移転をおこなった場合は、届出が必要となりますので駅東事務所へ連絡してください。

Q 2 仮換地の詳細な情報が知りたい。

A 2 個人情報のため、駅東事務所で直接お答えいたします。

権利者の方は、本人確認のため免許証などの身分証をお持ちください。また、権利者以外の方は、委任状が必要となります。

Q 3 仮換地を分割したい。

A 3 技術的な助言が必要ですので、駅東事務所へご相談ください。

仮換地を分割したい面積に応じて、従前地を分筆する必要があります。

Q 4 仮換地指定通知を紛失してしまった。

A 4 仮換地指定通知は再発行できません。

ただし、代わりになる証明書を申請により発行できますので駅東事務所へご相談ください。

(有料：1通300円)

権利者以外の方の申請は委任状が必要になります。

Q 5 住宅の建替えにあたり、仮換地の位置を現地にあらわしてほしい。

A 5 駅東事務所へご相談ください。

Q 6 移転補償費はどのように算定されるのか。

A 6 秋田市が委託した調査会社が、建物等物件の調査を行い、その調査資料を基に国の基準に照らし合わせて算定しております。

なお、土地区画整理事業施行者(秋田市)と建物の所有者との間で、移転補償契約を締結し、補償費が支払われます。

Q 7 移転工事(解体等)は誰が行うのか？

A 7 業者の選定を含め、建物等の所有者で行うこととなります。

Q 8 移転工事の業者を紹介してほしい。

A 8 秋田市では特定の工事業者等の紹介を行っておりません。所有者ご自身で探していただくようお願いします。

# 事業の進捗状況

## 千秋山崎線築造工事について

### 工事概要

総延長 約470m

完成予定 令和9年度末 ※1

今年度は鉄道横断部のボックス上面の構築を予定しています。(夜間施工)

工事の際は騒音、振動が発生することもあります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

※1 予定していた令和9年度末の完成は非常に厳しい状況です。(今年度見直し予定)

千秋山崎線完成イメージ図



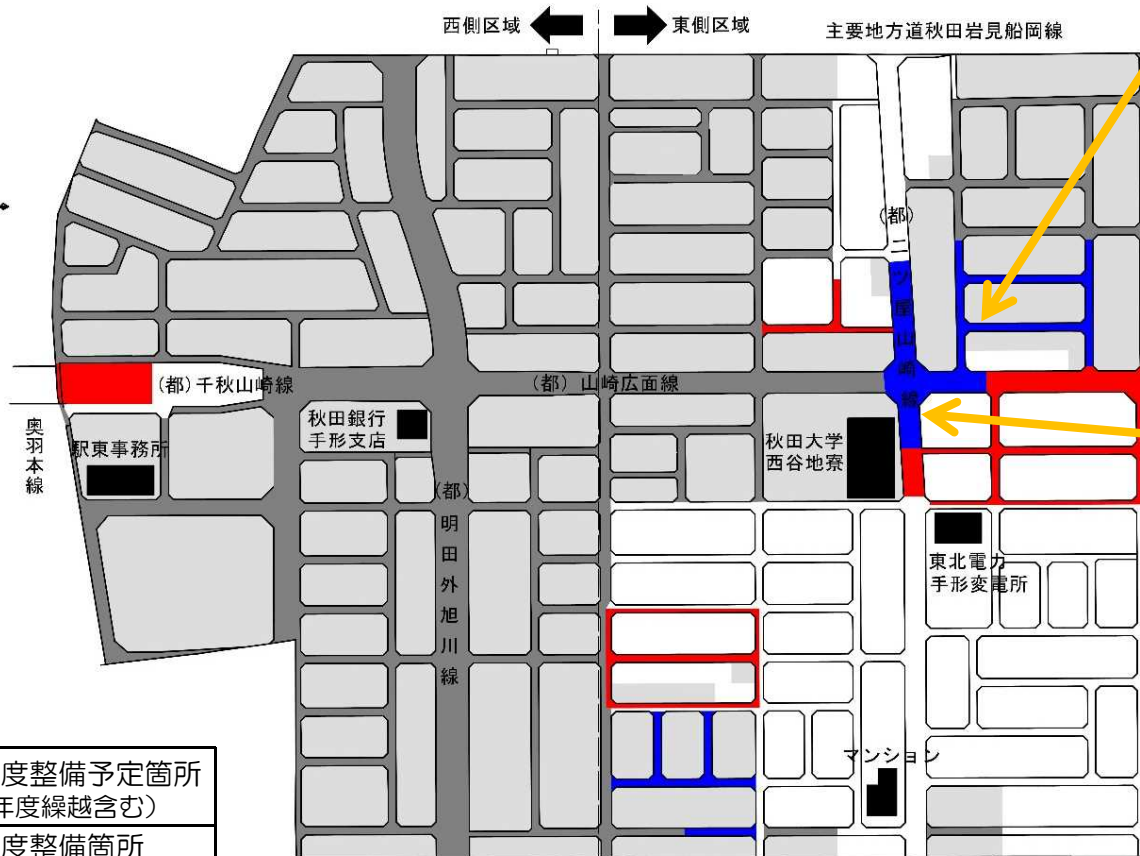
▶ 道路を舗装しました (区画道路6-88号線/幅員6m)



施工前



施工後



	令和5年度整備予定箇所 (令和4年度繰越含む)
	令和4年度整備箇所
	過年度整備箇所

▶ 都市計画道路を築造しました  
(都市計画道路二ツ屋山崎線/幅員16m)



施工前



施工後